

利益相反取引に該当する寄付と取締役の任務懈怠責任

【文 献 種 別】 判決／静岡地方裁判所
【裁判年月日】 令和 8 年 3 月 13 日
【事 件 番 号】 令和 7 年（ワ）第 346 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件、共同訴訟参加申立事件
【裁 判 結 果】 認容
【参 照 法 令】 会社法 356 条 1 項、423 条 1 項・3 項
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25628136

滋賀大学教授 林 孝宗

事実の概要

X（原告）は、静岡県に本拠地を置く地方銀行であり、東京証券取引所に上場している取締役会設置会社である。平成 14 年時点では、X の創業家の影響力が及んでいたファミリー企業のうち、少なくとも特定管理先 12 社に対して、X は約 1200 億円を融資し、また、これらの特定管理先から、その他のファミリー企業への転貸融資も行われていた。なお、「特定管理先」とは、後述する X の改善計画において、X から直接融資を受けていたファミリー企業を指すものである。創業家出身の Y（被告）は、X の代表取締役など代表権を有する役職を歴任しており、一般財団法人 A 美術館の代表理事を兼務していた。そして、特定管理先の一部が受けていた融資は、A 美術館に所蔵・展示するための美術品の購入代金の原資に充てられていた。

平成 14 年及び平成 16 年の金融庁の検査において、X は、特定管理先に対する融資残高の圧縮等を指導された。そこで、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月にかけて、X は、融資残高を削減するための改善計画を 3 度にわたって策定し実行していた。この改善計画によって、平成 30 年時点で、特定管理先の融資残高は合計で約 4 億 8000 万円まで減少した。他方、平成 25 年から平成 29 年までの期間に、X は、A 美術館に対し 8 回の寄付を行い、その金額は合計約 47 億 6200 万円に達していた（以下、「本件寄付」という。）。本件寄付は、会社法 356 条 1 項 2 号・365 条 1 項にもとづき、利益相反取引として、特別利害関係人である Y を除き、取締役会の承認決議を経て行われている。

ちなみに、Y は、取締役会の承認決議の前段階である経営会議などに出席して本件寄付の実施を承認していた。

A 美術館は、本件寄付を原資として、ファミリー企業から美術品や事業に必要な不動産を購入し代金を支払っていた。そして、A 美術館から代金を受領したファミリー企業は、それを原資に、ファミリー企業間の転貸融資の関係を順次解消し、最終的には特定管理先から X に対する融資の返済が行われた。

そこで、X は、本件寄付の真の目的または主たる目的とは、ファミリー企業に対する資金の融通であって、本件寄付の実施過程に関与していた Y 及び取締役会でこれを承認した X の取締役ら（以下、「Y ら」という。）には任務懈怠があるとして、会社法 423 条 1 項または同条 3 項 1 号・3 号にもとづき、本件寄付によって生じた損害の一部の支払いを Y らに対してもとめた。また、X の株主である Z らは、会社法 849 条 1 項本文にもとづいて、本件寄付の全額に相当する損害の支払いをもとめて、X 側に共同訴訟参加している。

第一審（静岡地判令 6・4・25 金判 1726 号 16 頁）は、Y らの善管注意義務・忠実義務違反を認めず、X の請求を棄却した。また、共同訴訟参加人 Z らが原告の請求と異なった新たな請求を定立することはできないとして、Z らの請求のうち、X の請求部分を超える部分を却下した。これに対し、控訴審（東京高判令 7・3・27 金判 1726 号 16 頁）は、共同訴訟参加人の参加によって X の請求は全部請求に拡張されるとした上で、第一審は明示的一部請求の部分しか実体判断をしておらず、必要的共同訴訟において全部判決をすべきであったのに一

部判決にとどまっていることから、原判決を取り消し、原審に差し戻すこととした。

判決の要旨

請求認容。

「取締役が会社を代表して寄付をなすに当たっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄付の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、その範囲を超え、不相応な寄付をすることは取締役の忠実義務に反するものと解される…／また、会社が、取締役自身や取締役が代表する第三者に対して寄付をする場合、純然たる第三者に対する寄付と比較してより会社を害する危険性があり得ることは否定できないところであって、取締役が、その職務上の地位を利用し、専ら自己又は第三者の利益のために寄付した場合には、いうまでもなく忠実義務に反するというべきである」。

「本件各寄付は、目的とする CSR について、必要性や実体があるかについて疑義があることをさておくとしても、その全体を通してみれば、X の経済的出捐をもって、融資先であるファミリー企業に係る X への負債の弁済に充てること、あるいはそのような形で融資先であるファミリー企業の経営を支援することを目的としていたものである。…本件各寄付に当たっては、少なくとも、X が自ら出捐した資金が還流して、X の取締役やその親族が実質的に経営に関与するファミリー企業の X に対する負債の弁済にあてられることの相当性や合理性、支援の対象となるファミリー企業の将来の経営改善の見込みや経営支援の必要性及び合理性等を検討し、他に、CSR 目的をも両立させられるより合理的で相当な方策の有無を含め、本件寄付を行うか否かを判断する必要があるというべきである。／以上によれば、取締役会において本件各寄付の承認決議をするに当たっては、少なくとも、…上記のような返済スキームが予定されていること…及び…支援の対象となるファミリー企業の経営改善の見込みや経営支援の必要性及び合理性に関する事実…を開示しなければ、本件各寄付について承認をすべきか判断することはできなかったというべきである。／…少なくとも上記…の各事実は、本件各寄付の承認決議に当た

り取締役会で開示すべき会社法 356 条 1 項所定の重要な事実にあたる。／そして、本件各寄付に係る取締役会の承認決議に当たり、前記の重要な事実がいずれも開示されなかったことは、当事者間に争いが無い。／これは法令違反にあたるから、この点について故意又は過失のあった取締役については、直ちに任務懈怠が成立するというべきである。／寄付が無償行為であることも踏まえると、CSR 目的がありさえすれば、形式的に両立する他の目的がいかなるものであっても、これを捨象して、寄付を行うことが当然に許されるものとはいえない。」

「本件各寄付は…善管注意義務違反・忠実義務違反（任務懈怠）によって、重要な事実の開示のないまま取締役会での承認決議がされた結果として行われたものであるから、本件各寄付に係る X が出捐した金額をもって、上記任務懈怠と相当因果関係のある損害であると認めるのが相当である。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、会社の寄付に対する取締役の善管注意義務・忠実義務（以下、まとめて「善管注意義務」として記載する。）違反の有無が争われた事案である¹⁾。本判決は、会社の寄付、特に、利益相反取引に該当する寄付について、その寄付の目的との関係から取締役会で開示すべき重要な事実とは何かを判断し、重要な事実の開示の側面から取締役の善管注意義務違反を導いている。本件は、通常の利益相反取引とは異なる種類の取引において、取締役の善管注意義務違反を認めた事例として、先例的価値があるものと思われる。

二 会社の寄付の目的と利益相反取引の「重要な事実」

本判決は、会社の寄付に関する取締役の善管注意義務違反を判断するにあたって、最判昭 45・6・24（民集 24 巻 6 号 625 頁）を引用し、会社の規模、経営実績、その他の社会的経済的地位、寄付の相手方等の諸般の事情を考慮して、合理的範囲内の寄付であれば、取締役の善管注意義務に違反するものではないと判示している。本件の第一審判決でも、従来からの判例の判断枠組みに沿って、本

件寄付が合理的範囲内のものであったか否かを具体的に検討した上で、取締役の善管注意義務違反の有無を判断していた。

ただし、本判決は、本件寄付の合理性に立ち入ることなく、利益相反取引の手続において重要な事実が開示されずに承認されていることが法令違反にあたるとし、この点について故意・過失のあった取締役に善管注意義務違反を認めている。そして、本判決は、本件寄付が如何なる目的をもって行われていたのかを検討し、そこから利益相反取引の承認決議で開示されるべき重要な事実とは何かを判断しており、この点に本判決の特徴がある。

利益相反取引について取締役会の承認を得るには、その取引の重要な事実が開示されなければならない（会社法 356 条 1 項・365 条 1 項）。直接取引の場合であれば、重要な事実として、取引の種類、目的物、数量、価格、履行期、取引期間などを開示することとなる²⁾。本判決では、本件寄付の目的は、会社の社会的責任（以下、「CSR」という。）の観点だけではなく、融資先のファミリー企業に対する支援もあったことから、重要な事実として、本件寄付によってファミリー企業への融資残高を圧縮すること、また、その必要性や合理性、経営改善の見込みなどを開示しなければならなかったと判示している。

本判決が指摘するように、利益相反取引に該当する寄付であれば、通常の寄付と比べて、取締役会にはより慎重な判断がもとめられ、CSR 以外の目的があったならば、その他の目的による寄付が正当なものであるか否かを判断する上で必要な情報が重要な事実として開示されなければならないだろう。これは、本件寄付の主たる目的が CSR であったか否かによって異なるものではない。本判決も、CSR 目的であることをもって、形式的にその他の目的が両立するからといって、その他の目的を捨象することは許されないと付言している。このような観点からすれば、本判決が、本件寄付の承認について、ファミリー企業への支援に係る事実を開示すべきとしたのは妥当であると思われる。

ところで、第一審判決では、本件寄付以前から、寄付によってファミリー企業に対する融資残高を圧縮してきた経緯、及び、改善計画の一部にその旨の記載がなされ、取締役会のみならず経営会議などでも説明があったことからすれば、本件寄付

がこの融資残高の圧縮に用いられることは予見可能であり、重要な事実とはいえないとした。しかしながら、予見可能性の有無と利益相反取引を承認する上で重要な事実であるか否かは別の問題である³⁾。

三 取締役の善管注意義務違反の認定について

本判決の理解にもとづけば、本件寄付は重要な事実が開示されておらず、未承認の利益相反取引と解されることになる。取締役会の承認の有無にかかわらず、利益相反取引によって会社に損害が生じた場合、①その取引の当事者となった取締役、②その取引を決定した取締役、③その取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役について、それぞれ任務懈怠が推定される（会社法 423 条 3 項各号）。しかしながら、本判決は、この推定規定の適用には言及せず、利益相反取引の承認手続の法令違反について取締役の故意・過失を認定することで、善管注意義務違反を導いている。そして、取締役の善管注意義務違反の認定にあたって、本件寄付がファミリー企業に対する支援目的に用いられることを認識していたか（または認識し得たか）を検討している。

本判決では、Y は、過去の取締役会等でこれまでの改善計画に触れているはずであり、A 美術館の代表理事を兼務していたことから、本件寄付以前から、寄付によってファミリー企業への融資残高を圧縮した経緯を認識していたはずであると指摘されている。そして、本件寄付についても、同様の目的で用いられることは容易に認識し得たとして、Y には、経営会議などにおいて、取締役会の承認決議における重要な事実の開示をもとめ、重要な事実の開示がなければ、その承認決議を阻止する善管注意義務を負い、過失があるとされた。他の取締役についても、改善計画への関与等に応じて、ほぼ同様の理由づけによって善管注意義務違反を認めている。

本件は、寄付の複雑性から、各取締役の間で本件寄付の目的に対する認識の齟齬があったものといえる。本判決では、取締役の認識について事実認定を重ねることによって導いており、認定された結論自体も問題はなかったように解される。他方で、本判決において、なぜ会社法 423 条 3 項の推定規定を適用しなかったのかは明らかではない。取締役の主観的事実を認定するにあたって、

推定規定を適用できるのであれば、立証責任の合理的な配分の観点から適用すべきであったようにも思われる。この点については、会社の損害をめぐる問題とも関係することから、後述する。

四 会社の損害と推定規定の適用の可否について

本判決では、会社の損害について、取締役の不作為によって、重要な事実が開示されず利益相反取引の承認決議が行われたことにもとづき、損害賠償の一般原則にしたがい、取締役の任務懈怠と相当因果関係のある損害は本件寄付に出捐した金額の全額であるとした。また、Xが、本件寄付によってファミリー企業からその融資の返済を受けているものの、債権が消滅していることをもって、損益相殺も認めなかった。他方で、第一審判決は、会社法 423 条 3 項の推定規定を適用できるかを検討する際に、会社の損害の意義を検討している。

会社法 423 条 3 項の損害の有無については、通例的な取引との比較による独立当事者間取引基準に拠るのが一般的である⁴⁾。また、学説上、会社にとって必要性のない取引であった場合にも、会社に損害が生じたと解すべきとの指摘がある⁵⁾。第一審判決は、会社の寄付も一定の範囲で会社に利益をもたらし得ることから、利益相反取引に該当する寄付を行った場合、つねにその出捐した金額の全額を損害とすることは相当でないとした。そして、本件寄付は、通例的な取引との差額が存していたかという意味では損害は発生していないとし、推定規定の適用も否定した。これは、会社の損害を独立当事者間取引基準によって判断したものと解されている⁶⁾。

ここにいう会社の損害については、学説上、会社法 423 条 1 項の損害と同義に解するのかが議論されてきた。東京高判令 4・7・13（金法 2197 号 54 頁）は、同条 3 項と 1 項の損害を別意に解することはできないと判示している。これに対して、一部の学説は、会社の損害と取締役の任務懈怠の立証がかなりの部分で重なり、同条 3 項の推定規定を置いている実益が乏しくなることから別意に解すべきであると主張している⁷⁾。条文の趣旨からすれば、両者の損害を別意に解する意義は十分にあるものの、文言解釈からは離れるものである。そこで、両者の損害を別意に解さないまでも、同条 3 項は、具体的な損害額ではなく定型

的損害の立証で足りるとする見解もあるが⁸⁾、条文の文言上、そのように解釈することは困難であるように思われる。

本件についていえば、会社にとって必要性のない取引であった場合にも損害が発生すると解したならば、会社法 423 条 3 項の適用を認めることができたものと考えられる。特に、会社の寄付は無償行為であり、通例的な取引との差額を算定できないことから、必要性が認められない限りは、その寄付に出捐した金額全額が損害になると解される⁹⁾。本件寄付によるファミリー企業への融資残高の圧縮スキームは、会社自身の資金によって融資残高を減少させているだけで、実質的な債権放棄ともいえる。本件寄付に CSR 目的が認められたとしても、同スキームを用いる必要性を認める事情は見当たらず、会社にとって必要な寄付ではなかったと評価できるだろう。

最後に、本判決の射程についても触れておきたい。本件は、代表者が共通する利益相反取引であり、また、寄付という通常の取引ではない特殊な類型の事案であった。さらに、本件寄付には CSR 以外の目的も存することを示す事実が数多く存在したことが、取締役の善管注意義務違反を認めることができた要因の一つであり、これらの事情を勘案すると、本判決の射程は限定的なものと解することができよう。

●——注

- 1) 本件の第一審判決については、頼奕成「判批」ジュリ 1609 号 (2025 年) 110 頁、増田友樹「判批」金判 1703 号 (2024 年) 2 頁、山本将成「判解」法教 529 号 (2024 年) 122 頁、尾形祥「判批」ジュリ 1600 号 (2024 年) 2 頁がある。
- 2) 井出正弘＝佐藤丈宜＝松井馨太郎「取締役の競業取引・利益相反取引をめぐる諸問題」判タ 1532 号 (2025 年) 16 頁。
- 3) 増田・前掲注 1) 7 頁。
- 4) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 9 版〕』（有斐閣、2024 年）468 頁。
- 5) 北村雅史「競業取引・利益相反取引と取締役の任務懈怠責任」川濱昇＝前田雅弘＝洲崎博史＝北村雅史編『森本滋先生還暦記念 企業法の課題と展望』（商事法務、2009 年）242 頁。
- 6) 頼・前掲注 1) 112 頁、尾形・前掲注 1) 3 頁。
- 7) 笠原武朗「判解」ジュリ 1582 号 (2023 年) 3 頁。
- 8) 頼・前掲注 1) 112 頁。
- 9) 増田・前掲注 1) 4 頁。